

平成26年度

事業計画書

社会福祉法人
春日市社会福祉協議会

平成 26 年度 事業 計 画

1. 基本方針

経済不況の影響や少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの変化等により、地域社会のありようは大きく変容し、雇用不安や貧困、孤独死、ひきこもり、虐待等、社会的孤立を要因とする課題が世帯単位で複雑に絡み合い、従来の施策や制度、あるいは単一の機関や団体の支援だけで対応することが困難なケースが増えています。

複雑多様化する生活課題は、家族の絆や住民同士のつながりが希薄化する中で一層潜在化し、課題が顕在化した時点で既に重大な事態になっていることも少なくありません。

このような中、本会では、「第2次地域福祉活動計画」に基づき、行政計画の「地域福祉計画」と連携し、住民参加・協働のもと、地域での見守りや支え合い、災害時・緊急時の支援を推進し、「新たな支えあい」(共助)の仕組みづくりとそれを支えるボランティア活動の活性化を社協活動の中核とし、引き続き積極的に取り組んでまいります。

また国においては、生活困窮者等の支援を強化するため、「生活困窮者自立支援法」が国会で可決され、全社協においても「社協・生活支援活動強化方針」が策定され、社会的孤立や権利擁護といったあらゆる生活課題に対して、こ

れまで社協が培ってきた地域福祉活動を通して、課題解決に向き合っていく「新たな社協の姿」が求められています。

本会では、「安心生活創造事業」や「生活支援事業等」を各関係機関・団体や企業等との連携を深め積極的に推進し、生活困窮に陥っている離職者や低所得者等を対象とする「資金貸付事業」の体制を強化するとともに、「あんしんサービス」や「法人後見事業」による権利擁護事業の更なる充実を図ってまいります。

さらに、平成 27 年度の介護保険制度改革では、〈介護予防〉を軸とした改正が想定されるため、老人福祉センター「ナギの木苑」の介護予防機能を強化する事業・体制の整備を図り、次期指定管理者の受任を目指してまいります。

併せて、介護保険関連事業についても、現状分析や将来の見通し、制度改正状況等を総合的に勘案し、各事業の体制整備や見直し等を進めてまいります。

以上のことを踏まえ、本会が住民から信頼され必要とされる社協であり続けていくために、地域福祉を推進する中核組織であることの責任や果たす役割の重要性を自覚し、健全な法人運営を図り、『誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくり』に向けた事業や活動を開拓してまいります。

2. 基本計画

事業総務課 総務担当

「経営健全化計画」「春日市社会福祉協議会発展・強化計画」に基づく経営基盤の強化を図るとともに、効果的で多様なサービスが提供できる体制整備や人材育成などの経営・活動の改革を引き続き推進します。

1. 法人運営、経営の基盤強化

(1)財源の確保

①自主財源

- ・介護保険事業の安定的な報酬確保
- ・施設使用における利用料収益の増加

②民間財源

- ・共同募金、福祉会員の更なる活動強化
- ・寄付金制度の周知徹底
- ・民間事業助成金の有効活用

③公費財源

- ・充実した事業活動による継続的な補助金、受託金の確保

(2)経常的経費の削減・抑制

- ・事務事業費の見直し、集中化・効率化を行い、限られた財源の有効活用
- ・再使用・再生利用など、節約意識の徹底

(3)役員・評議員の改選

- ・法人運営で重要な役員（理事・監事）及び評議員の改選に伴う適切な改選手続きを行います。

(4)社会福祉法人新会計基準への移行

- ・平成27年度社会福祉法人新会計基準へ移行するため、必要な情報収集を行い適切な移行を行います。

(5)職員の資質の向上と人材の育成

- ・多様な研修機会の提供
- ・必要とする資格取得への積極的な支援
- ・新たな政策や制度情報の収集を行い、変化への的確な対応

2. 施設等の維持管理

(1)建物の計画的な改修や補修工事

(2)業務車両の適正な管理・整備及び計画的購入

3. 個別支援事業の充実

(1)配食サービス

- ・日常における生活や健康状態の把握と不在時における安否確認の徹底

- ・利用者家族ならびに関係機関等との連絡や情報交換を密に行います。
- ・緊急時、通常時における利用者への適切な対応体制と情報の共有化や連携強化
- ・安心安全な食の提供を行うため、調理担当業者と隨時協議を行い、利用者のニーズにあった食事を届けます。

(2)貸付事業

- ・相談対応体制と能力の強化

(3)福祉機器等の貸し出し

- ・事業周知の強化と備品整備の徹底

4. 老人福祉センター「ナギの木苑」

高齢者の「憩いの場」だけではなく、心と身体の健康の場として、生きがいや仲間づくり、更に介護予防の拠点施設として、様々な活動や事業を通じて高齢者が元気になっていく活動を推進していきます。

(1)介護予防・健康づくり事業の推進と充実

- ・軽体操運動・栄養改善教室やお口の健康教室など、介護が必要とならないための介護予防プログラムの教室を実施します。
- ・各種交流会・趣味活動など、高齢者が元気になる参加型講座の充実を図ります。

(2)安心安全な施設づくり

- ・公の施設を管理運営する意識を常に持ち、利用者が安全かつ快適に利用いただける管理体制に努めます。
- ・公衆浴場法で定められた衛生管理を施し、利用者の安全確保に努めます。

事業総務課 ケアプランセンター担当

介護保険制度の理念「自立支援」を最大に重視し、要介護者等が自らの意思に基づき生活維持能力を高め、自分らしい質の高い生活を送ることができるよう、専門的な知識及び技術をもって適切なケアマネジメントを実施します。

また、社協ならではの地域ネットワークを活用し、地域、保健、医療、福祉等の連携を図り、安心して在宅生活が送れるように支援していきます。

1. 自己決定と主体性の尊重

援助の全ての課程における利用者の自己決定と主体性を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される居宅サービス等が、特定の所に不当に偏ることのないよう公平中立な介護支援に努めます。

2. 自立した日常生活支援

利用者が可能な限り居宅において、自分の意志のままに自分らしく、自らの生活維持能力を高め、サービスを有効かつ適切に活用し、自立した日常生活が出来るように支援します。

3. 総合的なサービス提供

多様な利用者ニーズに応えるため、利用者の選択に基づき、専門的な知識及び技術をもって保健、医療、福祉サービス等が互いに連携し、総合的にサービスが提供されるよう支援します。さらに社協の特性を活かし、地域のインフォーマルサービスとの協働に努めます。

事業総務課 ホームヘルプサービス担当

利用者が可能な限り、住み慣れた居宅において、その能力に応じ、自分らしく自立した日常生活が継続できるよう、介護・福祉の専門職として質の高いサービスの提供を行います。

1. 地域に密着した総合的なサービス提供事業所

利用者が住み慣れた場所や居宅で生活が継続できるよう、身近な在宅介護の支援者として、地域の関連機関と連

携を深め、社協の特性を活かし、安心して信頼していただける事業所づくりに努めます。

2. 個別的な介護サービスの提供

利用者の意思及び人格を尊重し、心身の状況・環境を充分把握し、ニーズにあった個別計画のもとサービスを行い、生活の質の向上に努めます。

3. 専門的なサービスの提供と人材育成

継続的に安心で質の高い専門的介護を確保していくため、ヘルパーの自己啓発を促し、外部研修・内部研修への積極的参加や同行訪問を実施し、ヘルパーの知識・技術等の資質向上に努め、利用者の尊厳を守り、豊かな感性と適確な判断力や深い洞察力を培い、専門性の高いサービスの提供に努めます。

4. タイムケア事業の充実

タイムケア事業が円滑に継続して実施できるよう、人材の確保と施設等の有効活用に努めるとともに、障がい等のある子ども達が安心して楽しめるサービスの充実に努めます。

事業総務課 デイサービス担当

利用者が住み慣れた地域や居宅において、可能な限りその人らしく自立した在宅生活を継続していけるよう支援します。

また、利用者的人格を尊重し、法令遵守のもと関係機関と緊密な連携を図り、社会的孤立を解消し、利用者や家族のニーズに合ったサービスの提供を行います。

1. 小規模型デイサービスへの移行

利用者や家族のニーズに合った、家庭的な雰囲気で細やかなサービスの提供を行うとともに、安心してサービスを受けられる環境の整備に努めます。

2. 個別ケアの充実

残存機能を最大限活かした機能訓練・リハビリ運動、季節に応じた行事やレクリエーションを行います。

3. 職員の資質の向上

専門性の高いケアを提供できるよう、利用者情報を共有し、ケアの統一化を図るとともに、積極的な研修の参加や会議等において事業所全体の資質向上に努めます。

事業総務課 認知症対応型デイサービス担当

利用者が住み慣れた地域や居宅で可能な限り生活を継続していけるよう、個々が有する残存能力の活性化・中核症状の改善を目指し、QOL を高めるケアに努めます。

1. 利用者本人の意思の尊重

いつまでもその人らしく、個人の尊厳や権利擁護、心理面でのケアを配慮したサービスの提供を行います。

2. 個別的な介護サービスの提供

生活機能の向上の選択制プログラムを作成し、中核症状の改善（残存能力の活性化）を図ります。

様々な活動を通じて活き活きとした日常生活を取り戻すケアを行い、ADL の維持と向上を図ります。

地域福祉課 地域福祉担当

1. 地域福祉活動推進支援事業

地域が抱える生活課題や福祉課題を、住民同士で支え合い自ら取り組んでいく地域福祉活動への支援強化に取り組みます。

(1) 地域福祉エリア(中学校区)ごとの各地区活動への支援

地区の福祉活動支援や調整を行うとともに、地域から上がってきた個別の課題や問題を受けとめ、関係機関と共に連携や調整を図りながら、個別支援や問題解決に導けるような取り組みを行います。

(2) 福祉情報の提供

- ・地区における身近な福祉広報作成の支援をはじめ、活動に関する福祉情報の提供

- ・福祉活動情報誌「ほっと通信」の発行

- ・地域福祉懇談会の実施

- ・情報交換会の参加

中学校校区ごとに行われる、自治会役員研修会並びに福祉委員会に参加し、各地区の福祉活動に対する助言や情報の提供

(3) 要援護者の相談援助

- ・地区における要援護者ニーズの把握及び相談援助
- ・個別支援及び相談援助、定期訪問
- ・ふくしなんでも相談事業

(4) 地域福祉活動研修の開催

地域福祉推進委員や民生委員を対象とした地域福祉活動研修会の開催

- ・新人研修、テーマ別研修、全体研修

(5) 活動助成金の交付

活動計画内容に応じた助成金の交付

- ・地域福祉活動支援助成金
- ・事業補助助成金
- ・ふれあいサロン助成金
- ・子育てサロン助成金
- ・福祉広報活動費助成金

(6) ふれあい・いきいきサロン活動への支援

虚弱な高齢者の閉じこもり予防や介護予防、生きがいづくり・仲間づくりなど、活動への協力と支援

(7) 子育てサロン活動への支援

育児不安の解消や幼児虐待防止、仲間づくりなど、活動への協力と支援

2. 地域支え合い活動（安心生活創造事業）の推進

ひとり暮らし高齢者等への日常的な見守りや生活支援及び災害時支援のしくみづくりを推進します。

(1) 地域支え合い活動における支援ネットワークづくりの推進

各自治会において、要援護者に対する近隣住民による日常の見守りと災害時支援のしくみづくりへの支援を行います。

- ・要援護者の実態把握
- ・地域支え合いカード登録の促進
- ・あんしんカードの作成
- ・地域支え合いマップづくりなど

(2) みまもりホットライン（企業等からの相談窓口電話）

新聞・郵便配達時や電気・水道の検針等、日常業務において、ひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合の相談や通報等に的確に対応するとともに、企業等との連携強化を図ります。

(3) 『生活応援のお店』登録推進事業

日頃の買物に不便を感じている一人暮らし高齢者や障がい者等に対し、宅配できるお店の登録を進め、対象者に紹介・調整等を行います。

(4) 財源確保

サービス体制の構築と安定的な活動財源の確保に取り組みます。

- ・かすがフリーマーケット in 社協
- ・いきいきフェスタかすがでの食品バザー出店など

3. 民生委員児童委員・主任児童委員との連携強化

各地区の地域福祉活動や要援護者への訪問支援等、本会との連携を強化し、更なる活動の推進に努めます。

- ・役員会並びに各地区定例会の参加

4. 行政・地域包括支援センター等との連携強化

小地域福祉活動の更なる発展を目指すため、地域で解決できない課題や、行政・地域包括支援センターの関与が必要な場合などに対応していくため、更なる連携の強化に努めます。

- ・安心生活創造事業会議の出席
- ・地域福祉実務担当者会議の出席

5. 福祉団体等との連携・支援体制

- (1) 福祉団体定例会への参加
- (2) 福祉団体事業への協力支援
- (3) 福祉団体への助成金交付

(4)福祉団体等連絡会議の開催

6. 在宅介護者支援事業

(1)介護を考える介護者のつどい（交流会）

在宅等で介護をしている方への交流や支援を目的に実施します。

7. 子育て地域推進事業

(1)「春っ子ひろば」

子育ての輪を広げるとともに、地域における子育て支援活動を推進し、親と子どもの絆を深めることを目的に実施します。

- ・年二回開催

(2)子ども一時預かり事業「おおきくな～れ！」

子育て家庭へ、心のゆとりを育む育児支援を目的に実施します。

- ・毎月二回開催（第二、四金曜日）

8. 高齢者生きがいづくり事業

(1)はづらつ会（高齢者生きがい対応サービス）

65歳以上の閉じこもりがちな方を対象に、生きがいづくりや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。

- ・週一回開催（木曜日）

9. 市民の福祉意識の啓発

(1)広報紙「しあわせ」の内容充実

(2)社協パンフレットの有効活用

(3)ホームページの活用

(4)市民福祉講座（福祉会員促進事業）

(5)精神保健福祉講座

(6)乳児安全法講習会

(7)福祉講演会（共同募金運動推進大会）

(8)いきいきフェスタへの参画

10. 福祉会員制度の拡大強化

地域福祉活動や在宅福祉サービスなどを実施するための大きな財源である会費の拡大を図るとともに、あらゆる機会を通して、住民への周知や理解を深めるための取り組みを推進します。

(1)福祉会員加入促進

- ・会費使途の効果的PR

- ・個人、各種団体、企業、法人等会員への加入促進

- ・役職員及び評議員等、組織的な取り組みの強化

(2)福祉会員協賛店登録店舗の加入促進

11. 災害時の福祉支援体制づくり

「地域支え合い活動」などの機能を活かし、関係機関、団体と協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めるとともに、災害ボランティアセンター設置体制整備を図ります。

(1) 災害時の福祉支援体制づくり

- ・地域支え合い活動を活かした、災害時要援護者への支援体制づくりの推進
- ・春日市災害時要援護者等避難支援プラン推進への協力

(2) 災害ボランティアセンターの設置に向けた体制整備

- ・災害ボランティア講座の開催
- ・災害ボランティアセンター設置訓練の開催

地域福祉課 ボランティアセンター担当

1. ボランティア活動相談・調整事業の強化

多様なボランティアニーズや課題を支援するため、ボランティアをはじめ関係機関への働きかけを行うとともに、ボランティアのすそ野を広げるため、ボランティア活動希望者が実際の活動に結び付くよう支援します。

- (1) 活動受入れ先との適切な調整
- (2) 活動受け入れ先と活動者との良好な関係作りの支援
- (3) 新たな活動先の拡充
- (4) 地域に根差したボランティア活動への取り組み
- (5) ボランティアセンター運営機能の充実と強化

2. ボランティアの活動支援

ボランティアニーズや活動が多様化する中で、NPOや市民団体・企業・大学等との連携・支援、地域のボランティア・市民活動全体の活性化を図り、連携と支援に努めます。

- (1) ボランティア活動拠点の環境整備
- (2) ボランティアの組織化に向けた取り組み
- (3) 住民や団体・企業等、ボランティア活動の更なる推進
- (4) ボランティアルーム機能の充実

- ・ボランティアグループ・団体等の活動や、障がい等の理由で他機関を利用しづらい人、ボランティア活動に参加するきっかけが見つからず活動を行えずにいる人等が、共に集い仲間づくりや居場所づくりの場として利用できるよう支援します。
- (5)ボランティア活動資材の整備
- (6)ボランティア活動保険の加入促進
- (7)福祉ボランティア連絡協議会への支援と連携強化
 - ・運営委員会への参加
 - ・ボランティア交流会の開催（共催）
 - ・リーダー研修会や学習会への支援
 - ・新規ボランティアグループ等の加入促進

3. ボランティアの育成

様々な生活課題に応えるため、一定の知識や技術を必要とするボランティア育成を行います。

- (1)点字ボランティア講座（全12回）
- (2)ボランティア入門講座（2地区）
- (3)筆談サポーター1日体験講座（3回）
- (4)災害ボランティア講座
- (5)春日市一斉ボランティア
- (6)傾聴ボランティア講座
- (7)行列のできるボランティア生活百科

- (8)ボランティアリーダー研修会

4. 広報・啓発の強化

ボランティア登録や活動につなげていく事ができるよう、情報発信の強化と拡充に努めます。

- (1)広報紙「しあわせ」の充実
- (2)ボランティア通信の充実
- (3)メール等による発信の拡充
- (4)ホームページの充実
- (5)新たな情報発信機能の研究

5. 福祉学習への支援

学校や地域・市民に対し、福祉についての学習機会や教材を提供し、福祉への理解と関心及び意識を高め、福祉活動への参加の動機づけを図ります。

- (1)車いす等の体験学習支援
- (2)当事者及びボランティアグループとの交流学習支援
- (3)福祉用具の貸出
- (4)福祉教育読本の配布

6. サンサンひろば事業(手をつなぐ育成会との共催)

多くのボランティアの協力を得ながら、障がいのある子とない子の地域交流事業を行います。様々な体験やレクリエー

ションを通じ交流することで障がいへの理解を深め、地域でのつながりや仲間づくりへの支援を行います。

- ・夏休み期間中6回（説明会・研修会含む）及びクリスマス会

7. 住民参加型移送サービスの充実

利用会員・協力会員が同じ会員（市民）として、お互いに助け合っていこうという目的のもと、活動の支援を図ります。

- (1)協力会員の体制確保
- (2)安全運行への研修の充実

8. おたすけサービスの充実

ひとり暮らし世帯や障がい者等で、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある人に、サポーター（活動支援員）を派遣し、自立した生活が続けられるよう生活の支援を行います。

- (1)利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (2)活動の連絡調整

9. 生活支援事業の充実（市、受託事業）

介護サービスや制度の谷間への支援や、多種多様な生活課題に対応する生活支援サポーターの養成を行い、日常生活に支障がある人の個別の生活ニーズに応える仕組みを構築し、住民参加サービスとして高齢者の生活を支えることで、高齢

者の生活の質の向上とサポーター自身の生きがいづくりや仲間づくりを行います。

- (1)生活支援サポーター養成講座の開催及び登録
- (2)利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）
- (3)活動の連絡調整
- (4)生活支援サポーターフォローアップ研修
- (5)生活支援サポーター交流会の開催
- (6)日常生活支援事業先進地への視察研修

地域福祉課 あんしんセンター担当

1. 福祉あんしんセンターの拡充

高齢や障がいなどにより、適切な判断を行なうことが難しい方に、地域で安心して自立した生活が図れるよう、権利擁護の視点に立った支援に努めます。

- (1)福祉あんしんサービスの充実
 - ・関係機関との情報共有と連携強化
(権利擁護実務担当者会議の出席)
 - ・サービス内容及び体制の見直し
- (2)法人後見事業の活動の研鑽
 - ・成年後見制度の更なる充実
 - ・権利擁護に対する総合相談体制の整備

(3)運営審議会の充実

- ・運営審議会機能の充実

2. 相談事業機能の充実

(1)心配ごと相談

生活課題を抱える人たちのサインを見逃さないようにするため、相談機能の充実に努めます。

- ・身近で気軽な相談窓口としての環境整備
- ・専門相談員（司法書士、行政書士）との相談活動における連携
- ・相談員連絡会での情報共有と相談活動の研鑽

(2)悩みごと相談

- ・悩みごと相談事業周知の強化
- ・相談員（産業カウンセラー）との情報交換の確保